

記者発表資料 1枚

平成29年11月13日  
福島県土木部港湾課  
福島県小名浜港湾建設事務所

## 小名浜マリブリッジの一般開放を継続します

小名浜マリブリッジの一般開放は8月から11月まで試行的に実施してきましたが、一般開放の継続を求める意見が多いことから、12月以降も引き続き一般開放を行い、観光客を呼び込むランドマークとして、その活用に向け積極的に取り組んでまいります。

- 1 定期的な歩道の開放（原則歩行）  
平成30年3月までの毎週日曜日（12月31日を除く）、歩道の一般開放を継続実施します。
  - ・時 間：9:00～16:00（最終入場は15:30）
  - ・対象者：歩行者のみ（自転車は立ち入り禁止）
  - ・小名浜港東港地区への立ち入りや危険行為を監視する監視員等を配置します。
- 2 見学・イベント時における開放  
これまで同様、継続して開放します。
  - ①見学（原則歩行）  
小名浜港湾建設事務所職員が同行し、見学会として開放いたします。
    - ・見学可能時間：平日の9:00～17:00
    - ・見学の日時や内容等については、事前に小名浜港湾建設事務所と調整願います。
  - ②イベント  
・ウォークラリー、サイクリング大会等のイベントについては、事前に小名浜港湾建設事務所と調整し、一時使用許可を受けたものに開放します。
- 3 開放の中止基準
  - ・注意報以上の気象情報発令時（強風、大雨、大雪、風雪、雷、津波）
  - ・震度4以上の地震発生時
  - ・路面凍結・積雪等歩道の状況が悪い場合 等
- 4 その他  
一般開放の詳細については、下記までお問い合わせください  
福島県小名浜港湾建設事務所 管理課  
（電話：0246-53-7121 FAX：0246-53-7130）

### 【問い合わせ先】

土木部 港湾課	主幹	猪狩 倫
電話 024-521-7498(内線 3622)	Fax	024-521-7716
小名浜港湾建設事務所	次長	佐々木 宏臣
電話 0246-53-7156	Fax	0246-53-7130